

祈雨説法

— 理に責めて —

安 東 大 隆

はじめに

『源平盛衰記』（卷三）には、「澄憲雨を祈る事」という段があり、澄憲の祈雨説法の様子が書かれている。

春の比より天下早魃し夏の半ばに至り、江河流れ止まりければ、土民耕作の煩ひを歎き、国土農業の勤めを廢す。そういう状態の中に清涼殿において恒例の最勝講が行われる。

五月二十四日は開白なり、二十五日は第二日なり。朝座の導師は、興福寺権少僧都覚長、夕座は山門の権少僧都澄憲、澄憲天下の早魃を歎き、勸農の敗退を憂へて、敬白に言を尽し、龍神に理を責めて、雨を祈り乞ひたまひけり。^①（傍線は私に付したもので下同）

その結果見事に雨が降り、澄憲は面目を施すのである。龍神は周知のように雨を司る神であり、その龍に対して雨

を降らせるように働きかけるのであるが、その働きかけの方法が、「理を責める」内容の敬白を作ったのである。

ここでは、その「理を責める」ということの内容について、考察してみたいと思うのである。その為にはいくつかの手順が考えられると思うが、先ず最初に祈雨説法とは歴史的に見ていかなるものか、その流れをみてみよう。

1

祈雨説法とは、文字通り早魃に際して雨を祈る、所謂「雨請い」の為の説法である。我国は農耕を主体とする民族であるので、天候の不順は大問題であり、就中、植付けの時期に雨がないうことは、その最たるものである。天候によって左右されるということは、今日においても殆ど変化がない程である。勿論適度の雨ということであり、降りすぎるとも又問題である。実朝が「時により過ぐれば民の歎きなり……」と龍王に呼び掛けたことは、夙に知ら

れていることである。

本朝における祈雨の例は、推古天皇の世三年に高麗の僧惠灌をして、「令著着衣、講読三論」のが最初と思われる。惠灌伝については、『本朝高僧伝』『元亨釈書』に記されているが、いずれも降雨をえた旨をあげている。この場合は「講読」ということであるので、単に読誦ということとは、若干意味が異なるものであろう。猶、惠灌が三論について講じたのは、この時が最初のものである。

『日本書紀』(皇極天皇元年)では、六月の十六日に微雨があつて以来、雨がなく七月になつて祈雨をする。

はじめに「村村の祝部の所教の随に、或いは牛馬を殺して、諸の社の神を祭る。或いは頻りに市を移す。河伯を禱る。既に所効無し」という結果になる。そこで、「寺に於て大乘經典転読みたまつるべし。悔過すること、仏の説きたまふところの如くして、敬びて雨を祈はむ」(原漢文)と、蘇我大臣が言つと、「大寺の南の庭にして、仏菩薩の像と四天王の像とを蔽ひて、衆の僧を屈ひ請せて、大雲經等を讀ませたのであるが、翌日になつても「微雨ふる」程度で、さしたる効果があつたようには、見受けられなかつた。

最後には、天皇が南淵の川上に行幸して四方を拝して、天を仰いで祈つたことにより、雷鳴して大雨が降つたのである。

ここには、当時祈雨の為に実施されていたであろうと、

思われる色々な方法が、描かれている。この場合は天皇の祈願が最も効験があつたという結末になっているのである。さて、仏教の箇所を見ると「大乘經典」を「転読」したとあり、又『大雲經』等を「讀ましむ」とあるので、經文を讀誦したのであろう。「転読」は『大般若經』等で頻りに行われていたところである。

ここにあげられているいくつかの方法は、その後にも色々試みられている。

同じく『日本書紀』(天武天皇五年)には、

是の夏に、大きに早す。使を四方に遣して、幣帛を捧げて、諸の神祇に祈らしむ。亦諸の僧尼を請せて、三宝に祈らしむ。然れども雨ふらず。是に由りて、五穀登らず。

百姓飢乏す。

とあり、「神祇」と「三宝」の両方に祈請したのであるが、効験がなかつた。又更に天武天皇十二年の秋七月にも早りが続き、広瀬・龍田の神を祭り、百濟の僧道藏が雨請いをしてゐる。この時は「雨を得たり」とある。道藏は持統天皇の秋にも祈雨に成功している。

その他、六国史には祈雨の記載が散見される。其れ等は、概ね或いは「神祇」に、或いは「三宝」に祈請している。

『性靈集』の「喜雨歌」には、早天の嘆きを述べ、

寺寺に僧を進めて妙法を開き、山山に使を駆せて禱祈すること周し。老僧讀誦して微雲起り、禪客持観して雨の足優なり。³⁾

(原漢文)

ここでは、「妙法を開き、禱祈すること」が行われているのである。その結果めでたく降雨し、待望久しい雨を得た喜びを、以下に縷々述べている。

又、大和の丹生川上神社は雨師神社と呼ばれ、祈雨には黒馬、止雨には白馬を奉ったことが史書等に散見される。貴布禰神社も同様である。(雨の降らないのも困るが、降り過ぎるのも又困ったことである。そのことが祈雨と止雨という願いに表れているのである。)

雨を請うという祈雨の為の神仏への働きかけは、種々古い時代から実施されているのである。それは、前述したように、農耕をその主たるなりわいとするようになって来た時から、必要としたことは申す迄もないことである。しかし、その儀式的な内容については、以上の範囲では判然としないのである。(勿論、祈ったとか、経典を転読したとかいう記載はあるが、具体的ではない。)

さて、次にその内容に留意しながら、考えを進めてみよう。気付くままにいくつかの例を挙げてみよう。

イ、『請雨経』の法を修した例

天長元年二月に、天下大きに早魃したので空海に勅して、神泉苑で『請雨経』の法を修めている。(古事談「三ノ十」)

(『請雨経』の法は『大雲輪請雨経』に基づき、諸龍神を勧請して雨を祈る儀式である。)

それ以後神泉苑は、降雨を祈願する場所として頻り

に史書に登場するようになる。)

ロ、経典を転読し・読誦した例

恵心僧都、早魃の時、弟子を御廠に遣わし、『大般若経』を転読せしむ。われまた本房において、自ら『最勝王経』を読み、共にこの難を祈る。(『古事談』三ノ二一)

ハ、宣命による降雨の例

保延五年五月一日、祈雨奉幣有けり。大宮大夫師頼卿奉行せられるけるに、大内記備弁さはりありてまいらざりければ、宣命を作べき人なかりければ、上卿忍びて宣命をつくりて、小内記相永が作たるとぞ号せられける。此宣命かならず神感あるべきよし自贊せられけるに、はたして三日、雨おびたたくふりたりけるとなん。(『古今著聞集』卷一)

とあり、その宣命が神の御感するところとなって、三日の間降雨するのである。その宣命は「裏書云」として記載されている。

ニ、和歌に感じて降雨の例

能因入道、伊与守実綱にともなひて、彼国にくだりたりければ、夏の始日久くてりて民なげきあさからざりけるに、神は和歌にめでさせ給ものなり、ころみよみて三島にたてまつるべきよしを、国司しきりにすゝめれば、

天川苗代水にせきくだせあまくだります神ならば

とよめるを、みてぐらにかきて、社司して申あげたりければ、炎旱の天、俄にくもりわたりて、大なる雨ふりて、かれたる稲葉をしなべてみどりにかへりけり。

とあり、和歌に感じ降雨している。（『古今著聞集』

卷五）

以上、祈雨の例を見てきたのであるが、色々な形で実施されていることを知ることが、出来るのである。又、恒常的な行事のようなものであった。思うに、今日程灌漑の施設が拡充しているわけでもないし、機械の力をかりるわけでもなかったので、自然によるところは甚大であった。祈雨もまたそういう事情のもとに実施されているのであるから、その熱心さは今日の比ではない。その効果の程がその祈雨を司る人の、権威の評価に関わってくることは論を俟たない。

2

さて、次にその祈雨の、具体的な内容について考察してみよう。というのは、この小論の中心課題を、祈雨説法の内容、つまり、その説法のしかたについて考察することにしているからである。

前述したいくつかの例は、概ねが經典を転読したというようなものである。

『雨言雜秘記』^⑥に、大變嚴重に修された祈雨法の次第がある。その例から見よう。

治暦元年（五月十一日付）の源經成の成尊宛の書があり、論言を受けて、祈雨の法を始める。成尊は祈雨の験によって既に周知されていた僧であった。

この祈雨法は、七日に亘って勤修されたのである。「請雨經御修法十七ヶ日支度事」と、その為の用意の様を記している。そのいくつかを挙げてみよう。

大曼茶羅二幀

御素衣絹七丈 青色

蘇七合

蜜七合

名香 白壇 沈水香等

五宝 金 銀 瑠璃 真珠 水精

五葉 人參 茯苓 天冬 甘草 白芥子

五香 薰陸 白檀 蘇合 龍腦 安息

五穀 稻穀 大豆 小豆 大麦 胡麻

金七兩

油 五斗三升八合

壇供米二十五石二斗

一丈青幡一流。相具一丈五尺棹一

八尺青幡廿八流

六尺青幡十二流。相具一丈棹十二

壇四面之内。

大壇一面方六尺。護摩壇一面方六尺。十二天壇一面三尺五寸。聖天壇一面三尺五寸。

脇机六前。大壇二前。護摩二前。天壇各一前。

燈臺四十本。

經机廿前

禮盤二基

半疊四枚

壇敷料紺布三段之内。大壇料一段。護摩壇料一段。天

壇両一段。

蠟燭并蓋料布一端

大青瓷器百口

小青瓷器百口。闕伽料可具尻居

青瓷器十(四)口。花瓶料

紺幕一帖

雜器直料米五石

阿闍梨

伴僧廿口

行事一人

承仕四人

駟仕八人

見人二人

以上が、「請雨經御修法」に際して、用意されたものと、

參勤した僧などである。こちらのものを見ただけでも、その規模が壮大であったことは、容易に想像出来るところである。

又、具体的な行法の次第は、次のようであった。

上堂觀 至道場觀

開道場觀 壇前社札

弁供 着座普礼

塗香 三密觀

淨三業 三部被甲

加持香水 加持供物。不動

淨地 淨身

淨三業 三部心

後被甲 觀仏

金剛起 普礼

という一連の所作の後、表白が読まれる。その表白は次のようである。

敬白真言教主大日如来。四法四智。四波羅密。十六八供撰薩唾。令転者五大忿怒。殊別大恩教主釈迦牟尼如来。

觀音金剛手等諸大菩薩。三千世界主輪蓋龍王。難跋陀難

諸大龍王並并五大龍王等。不可説々々々若千大小龍王。

大雲經中諸尊聖衆。惣両部界会九会四重外金剛部護法天

等。御前每驚言。

某

引き続いて「神分・五悔・勸請」があり、勸請された『大雲經』の中の諸衆生に対して、

甘雨普潤成五穀 国土万民令安隱

と祈請され、「発願」がある。

至心発願 真言教主 大日如来 四方四智 四波羅密

十六菩薩 八供四撰 教令輪者 降三世尊 本尊界会

大慈世尊 大雲経中 諸大聖衆 輪蓋龍王 難陀跋難

諸大龍王 両部界会 諸尊聖衆 外金剛部 護法天等

還念本誓 降臨道場 所設妙供 哀愍摂受 護持国王

消除不祥 消除災難 增長宝寿 恒受快樂 甘雨普潤

五穀成就 二句二反或三反

国土安隱 万民豊衆 天上法界 平等利益

「甘雨普潤 五穀成就」の二句を、二反或三反繰り返して、諷誦するところにその目的の顯著さが、込められている。

更に、「道場観」があり、「闕伽」「華座」「振鈴」などに引き続いて、

大日加持

本尊加持

観音印明等の印明

散念誦

後供養

最後に廻向が行われる。その中に、

消除災難 增長宝寿 恒受快樂 除災早魃 甘雨普潤

五穀成就 二句二反 国土安隱 万民豊衆

とあり、その目的である祈雨への祈願が、繰り返し延べら

れている。

以上「雨言雜秘記」に示す「行法次第」についてみてきたのであるが、大変大掛かりに勤修されていた様子を知ることが出来る。それだけに又、祈雨によせる願望の切実さが窮える。

3

次に、澄憲の祈雨説法の内容について、もう少し詳細に考察してみよう。前述したように、「理に責めて」という表現をされている特色は、澄憲のなした「敬白」が、「天下の早魃を歎き、勘農の廃退を憂へて、敬白に言を尽し、龍神に理に責めて、雨を祈り乞ひ」た「敬白」の中身にあるのである。

その「敬白」を注意してみると、次の三つの部分より構成されていることが解る。

1、現状の説明（理不尽な現実）

2、原因の究明

3、降雨の説得

1で、法会を修しているのに早魃し、その為に如何に人々が困窮しているかということ述べ、2で、その早魃の原因は何に由来するものであるかを述べる。更に3において、雨を司る神である龍神に対して、降雨を要請する。（その結果見事に雨が降るのである。）

もう少し具体的に「敬白」の中身を考察してみよう。

我聖朝御願ノ金光最勝ノ両会ヲ見ルニ春夏迎ヘテ怠ルコ

ト無シ、仏ニ歸シ法ヲ信ズ、御願歲月ヲ送ツテ弥盛ナリ

(原漢文以下同じ)

と、仏教に帰依して金光最勝の両会を、春夏二期に勤修していることを叙述する。つまり、早魃という天災に遭わねばならない必然性がないのである。従つて次に、

而ルニ頃年七八箇年、毎歳早魃之憂有、如何トイフコトヲ知ら不

とある。「而ルニ」という語に、理不尽を嘆く澄憲の気持ち、込められている。農夫は「手ヲ拱して西ニ動ヲ作ス已ニ廢レ」という状態になる。

そういう早魃の状態が出現したのは、

恐クハ龍神の曠ヲ為スコト有ラン歟

恐クハ龍神聊か相嫉ミ、天衆少シ祐ケ不る事有ル歟

と、龍神の「曠り」であつたり、「嫉ミ」であつたりした。龍神をしてそのような状態にせしめたものは、

一人御政争か天ニ背クコト無く、万民の所為定メテ過

ヲ犯スコト有ラン

天皇の政治ということではなくて、万民の所為によるものであるとした。古来、天変地異は悪政のなせる結果と思われていた。しかし、そう言うとな上を難じることになるので、物言わぬ万民の罪ということにして、その場をとりつくろつたのであろう。

早魃の事実に對して、その原因をも含めて、「実に恐れ可シ深く謝ス可シ」と、龍神の偉大な力に對して、ひたす

ら平服している。が、

但シ情重テ事ノ情ヲ案ズルニ

と、降雨を勧めるように、龍神を説得する姿勢にはいる。

「我大日本国ハ本是神国」であり、「善神尤モ守る可キ国也、龍天輒ク葉ツ可カラ不ルノ境」である。更に「何ニ況ヤ欽明天皇ノ代、仏法初メテ本朝ニ渡ル……」と、仏教にも縁の深い国であることを、説明する。以下、縷々日本における仏教崇拝の歴史が述べられる。その歴史の途絶えないことは、「推古天皇ヨリ以来、五百七十余年未仏法ヲ棄ツル之代ヲ見ズ」と述べ、神国であり、仏法護持の国であるという旨を言う。次に、

然バ即チ天人我国ヲ護ラ不ズンバ、即チ常主三宝ヲ護ラ不、龍神若シ我国ヲ惡マバ、即チ三宝福田ヲ惡ミ奉ルナリ、雨ヲ降サ不シテ地利ヲ失ハバ、仏界皆供養ヲ絶タン、災ヲ止メ不シテ人民ヲ損セバ、出家定メテ徒衆ヲ滅サン歟、護國ノ四王、聖願ヲ仏前ニ發シ、龍神八部、仏勅ヲ在世ニ奉ツテ法誓ヲ心中ニ護ルコトヲ忘レン歟、天人龍神、誤ツテ改ルニ憚ルコト勿レ、速ニ甘露ノ雨ヲ降シテ、忽ニ災早ノ憂ヘヲ除カン

とたたみかけるようにして、論を強める。その神国であり且つ仏教の守護する国である我国に對して、早魃をもって人々を苦しめるといふことは、「三宝福田ヲ惡ミ奉ル」ことであり、「仏勅ヲ在世ニ奉ツテ法誓ヲ心中ニ護ルコトヲ忘レ」たものの所業である。従つて、そのいきつく先は、

天人龍神、誤ッテ改ルニ憚ルコト勿レ、速ニ甘露ノ雨ヲ降シテ、忽ニ災旱ノ憂ヘヲ除カんと要請することになる。

又、中天の舍衛大国においては、毎年一度法会を設けて、いるのにも、龍王はその国を守って「風雨時に順フ」のに、春夏二度大会を修している我国において、「雨澤時ニ階ハ不」る状態になっているのか、納得出来ないところである。そして更にそれは、「大龍王、雨を惜ミテ何ゾ我国ニ不降ル」ことであり、ひいては六十余州の人民の口中の食を失わせる結果になるのである。従って「君ニ、代ッテ一心深誠ヲ陳ベ」ているのである。

此詞ヲ聴シ、四海ノ龍神ヲ聚テ此事ヲ怨ム、冀クハ時日ノ程ヲ廻サシテ忽ニ甘露之霑ヲ降セ、然バ則春稼シ秋熟シテ、国九年之蓄を保チ……………

と、祈雨の必要性と緊急性とを重ねて、述べている。

そして、「龍神道理にせめられ、天地感応して、陰雨忽ちに引き覆ひ、大雨頻りに下りにけり」とあり、目的が達せられたのである。

龍神に対する働きかけは、先に指摘しているように、1・2・3の順序によってなされていることが理解出来る。その敬白の後で最勝経の講が行われたことは勿論のことである。

(因みに澄憲は第二日の夕座の導師である。)この敬白は、諄々と説き聞かせるといふかたちになっており、所謂「情

に訴える」というのとは好対照をなすものである。

(このような謂わば論理性をもったものが、澄憲の唱導の全体的な特徴であるのか。というような問題も興味のあるところではあるが、別の機会に考えてみたいものである。)

おわりに

古来、時機相応しての降雨が望ましいことは、少雨も多雨もともに大きな問題であった。そのことは現在においても、殆ど同様である。先に示した祈雨(雨請い)の資料は、そのことの重大さを垣間見させてくれるものである。

そのような状況の中で『源平盛衰記』に記載されている、澄憲の祈雨説法の記事もまた存在するのである。天下早魘しているという事態をうけて、雨を龍神に祈るといふことである。恒例によって最勝講が勤修されるのである。最勝講そのものが大事であることは言うまでもないことではあるが、ここでは、その時の澄憲の「敬白」の内容を、問題にしているのである。「敬白」の内容が、「理を責め」たものであった。いわば道理を通して龍神を説得したようなかたちになっているのである。具体的には、

1、現状の説明

2、原因の究明

3、降雨の説得

という順序で、述べられている。そこには、相手に応じて

臨機応変に唱導している澄憲と、異なる姿を見ることが出来る。周到に用意され、論理的に構成された敬白を諷誦して、龍神に対して降雨を呼び掛けている。

説道の抜群、当座の降雨、古今誠に類なし、御観賞あるべきか

という摂政のことばも頷けるものである。猶、澄憲はこの功によって権大僧都に補任されている。

註

1、『源平盛衰記』の引用は、校注日本文学大系 第十

五卷

2、『日本書紀』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。

3、『性霊集』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。

4、『古事談』の引用は、現代思潮社による。上巻

5、『古今著聞集』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。

6、『兩言雑秘記』は、続郡書類従 二十五 下

（本学教授）